

## 質問回答

2016年1月6日

「(案件名)モザンビーク国投資促進円滑化能力強化プロジェクト」

(公示日:2015年12月24日 / 公示番号:151090)について、業務指示書に関する質問と回答は以下のとおりです。

| 通番号 | 当該頁項目  | 質問  | 回答   |
|-----|--|---|--|
| 1   | 業務指示書_第2 プロジェクトの目的、内容に関する事項_6. 業務の内容<共通事項>(4)第三国視察 | 第三国視察に係る見積計上のため、モザンビーク国政府職員の海外出張経費規定(役職別の航空券クラス設定、宿泊費、日当)について情報がございましたら、ご教示頂けますでしょうか。       | 海外出張経費は JICA 外国旅費規程に準ずることとしています。なお、視察参加者として想定している 8 名については全て、フライトクラスはビジネスクラス、区分は執行職として見積りください。 |
| 2   | 業務指示書_第3 業務実施上の条件_7. その他留意事項(2) 機材購入               | 本プロジェクトにおいて機材購入は認められないとありますが、先方政府から執務スペースと併せて標準的な事務所用什器・機材が供与される / 利用可能な状況であるとの理解で宜しいでしょうか。 | 執務スペースと併せて先方政府より提供される予定です。   |

以上